

【延滞金の割合（利率）の取り扱いについて】

綾部市上下水道部下水道課

（延滞金の割合（利率））

	令和8年1月1日以後
納期限の翌日から1か月	年2.8%（各年の延滞金特例基準割合+1%）
その後納付の日まで	年9.1%（各年の延滞金特例基準割合+7.3%）

（延滞金特例基準割合の定義）

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合

（延滞金の割合（利率）の推移）

適用する率の期間	延滞金	
	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以後
平成11年12月31日まで	7.3%	14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和7年12月31日	2.4%	8.7%
令和8年1月1日～令和8年12月31日	2.8%	9.1%

（延滞金の計算について）

- ・納期限までに納付がないときに徴収し、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算する。

（延滞金計算時における端数計算について）

- ・計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。
- ・計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- ・計算の基礎となる税額が2,000円未満のときは、延滞金は算出しない。